

加古川市立平岡南中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

「学校基本理念」

いじめは、生徒の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼし、不登校や生命に関わるような大きな事件を引き起こす背景ともなる深刻な問題である。本校では「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである。」との認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、「加古川市いじめ防止・対応マニュアル」に基づき、「いじめをしない、させない、ゆるさない！」学校づくりに取り組んでいる。

さらに、いじめの防止等については、いじめを受けた生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域その他の関係機関との連携を図りながら対策を行う。

「いじめの定義」

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめの禁止」

生徒は、いじめを行ってはならない。

「学校及び職員の責務」

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

①いじめの未然防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒会活動の活性化を図り、生徒の心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団作りや、誰もが行きたくなる学校・学級づくりの推進を図る。
- ・生徒に係るいじめに関する情報（インターネット上を含む）や問題行動などの情報収集に努める。
- ・子どもたちを支えるための教職員集団の専門性・同僚性の構築を図る。
- ・ヒラナン学を通して生徒の客観的な自己理解や他者意識を育成し、共感的人間関係を構築する。

②いじめの早期発見、早期対応

いじめは、見えにくいものである。早期に発見するためには次のような配慮を行う。

- ・担任及び教科担任による日常生活の観察

次のような項目を定期的にチェックする。

- a 机を離す行為
- b 授業中に特定の生徒をはやし立てる行為
- c 仲間はずれにする行為
- d ○○菌等の言葉を使う行為
- e 物が盗まれたり、こわされたりする行為

- ・生徒用アンケート「心の相談アンケート」の実施
いじめを早期に発見するため、毎学期、生徒に「心の相談アンケート」を実施する。また、必要に応じて、クラスや友人、学校生活に適応できているかを確認する「生徒状況調査」を実施する。
- ・学年担任週間の実施
複数の教師が生徒と深くかかわることによって、生徒の心の居場所を増やす。また、生徒の実態を把握し、学年職員全体で生徒理解に努める。
- ・毎朝の「心の健康チェック」の実施
生徒の心の状況を把握することで、生徒の悩みに早期に寄り添う体制をつくる。また、職員間で情報共有し、組織的に対応する。
- ・教育相談体制の充実
「スクールカウンセラー」や「メンタルサポーター」「スクールソーシャルワーカー」等を積極的に活用し、生徒、保護者、地域が相談しやすい体制づくりに努める。
- ・ネットいじめに対する対策
ネット上のいじめが確認された場合は、教育委員会及び警察等の関係機関と連携し速やかに対処する。
- ・いじめ重大事案に対する共通理解
全教職員間で重大事案の定義を含む重大事案への対処について共通理解を図る。

③いじめに対する措置

いじめを発見した時、相談を受けた場合はすみやかに事実確認を行い、直ちに解決のための行動をとる。

- (1) 担任は、可能な限りその日のうちに、管理職に概略を報告する。
- (2) 担任からの報告後、すみやかに「いじめ対策委員会」を開き、具体的な方針を立てる。
- (3) 担任が個別指導や相談及び家庭訪問を行う。
- (4) 5日以上たっても改善が見られない場合は、別途具体的方針を協議する。
- (5) 学校長が全職員に「この件のいじめは解決しました」と宣言するまで対策を継続する。
- (6) いじめが解決した場合でも、再発防止のため、加害者、被害者への教育相談を継続する。

④いじめの防止等に関する取り組み

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

- 構成員：校長 教頭 教務 生徒指導主任 不登校担当 学年主任 養護教諭 関係学級担任
スクールカウンセラー メンタルサポーター スクールソーシャルワーカー等
- 活動：「心の相談アンケート」結果の対応及び教育相談に関すること
いじめ事案に対する対応に関すること
保護者及び関係機関との連携に関すること

⑤重大事案への対処

生命又は心身に重大な被害が生じた場合は以下の対処を行う。

- (1) 教育委員会及び警察等の関係機関への報告
- (2) PTA役員及び学校運営協議会委員への報告
- (3) 教育委員会と対策についての協議
- (4) 国のガイドライン等に基づく調査、教育委員会と連携した調査の実施
- (5) 調査に関する第三者性の確保
- (6) 場合によっては、緊急保護者会の開催
- (7) マスコミ対応への窓口の一本化

⑥学校評価

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価に取組の項目を加える。